

令和5年6月16日

都市整備部住宅課

江東区高齢者住宅条例の一部を改正する条例

1 改正理由

東京都パートナーシップ宣誓制度の新設を踏まえ、使用申込者の資格を改めるため、条例の一部を改正する。

2 改正の概要

同居する者の要件として、65歳以上の東京都パートナーシップ宣誓制度によるパートナーシップ関係の相手方を加える。

3 改正の内容

新旧対照表のとおり

4 施行日

公布の日から施行する。

江東区高齢者住宅条例 新旧対照表

現行	改正案
<p>目次 (略)</p> <p>第1条～第5条 (略)</p> <p>(使用申込者の資格)</p> <p>第6条 高齢者住宅の使用申込者は、申込みをした日において65歳以上の者であって、次の各号に掲げる条件を具備しているもの(第5号に掲げる条件にあつては、高齢者住宅において同居しようとする配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下同じ。)又は三親等内の血族若しくは姻族を含む。)でなければならぬ。ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。</p> <p>(1) 次に掲げる要件のいずれかに該当する者であること。</p>	<p>目次 (略)</p> <p>第1条～第5条 (略)</p> <p>(使用申込者の資格)</p> <p>第6条 高齢者住宅の使用申込者は、申込みをした日において65歳以上の者であって、次の各号に掲げる条件を具備しているもの(第5号に掲げる条件にあつては、高齢者住宅において同居しようとする配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下同じ。)、<u>東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例(平成30年東京都条例第93号)第7条の2第2項の規定による証明を受けた同条例第3条の2第2号に規定するパートナーシップ関係の相手方(以下「パートナーシップ関係の相手方」という。)</u>又は三親等内の血族若しくは姻族を含む。)でなければならぬ。ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。</p> <p>(1) 次に掲げる要件のいずれかに該当する者であること。</p>

<p>ア (略)</p> <p>イ 現に同居し、又は同居しようとする <u>65歳以上の配偶者又は三親等内の 血族若しくは姻族があること。</u></p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第7条～第44条 (略)</p>	<p>ア (略)</p> <p>イ <u>65歳以上の者で、現に同居し、又 は同居しようとする配偶者、パートナ ーシップ関係の相手方又は三親等内 の血族若しくは姻族があること。</u></p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第7条～第44条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。</p>
---	--